

狛江市生産緑地地区の買取り申出基準及び狛江市生産緑地地区指定基準の改正について

買取り申出の回数

現状：生産緑地地区の所有者につき1回（死亡・故障及び期間経過含む）



変更：期間経過（30年及び10年）につき1回
死亡及び故障につき1回

農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の取扱い

現状：

- ・身体障害者手帳の交付を受けているもので、等級が1級又は2級に該当すること
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又はこれに準ずる施設への永続的な入所
- ・要介護認定で要介護1から要介護5の状態に1年以上あること



変更：

- ・身体障害者手帳の交付を受けているもので、等級が1級に該当すること
- ・特別養護老人ホーム又はこれに準ずる施設への永続的な入所
- ・要介護5の状態に1年以上あること

今後農地を残すための取組み

緑を残すため、生産緑地地区の制度や農地の活用手法について、生産緑地地区の所有者へ周知を行う。

- ・市民農園や生産者同士の貸借など農地を貸借できることを説明していく。
- ・公園等にすることが適している生産緑地地区には、公園の都市計画決定を行う。